

# 役員報酬規程

NPO法人こすもす村

2024年12月15日制定

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

この規程は、当法人の役員報酬に関する事項を定めたものである。

### 第2条（役員の種類）

役員とは、総会で選任された理事および監事をいう。

### 第3条（報酬の種類）

役員の種類とは、法人が役員に対し理事または監事としての業務執行の対価として支払うものとする。

### 第4条（報酬の決定方法）

役員報酬の決定は、世間水準、経営内容および従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。

#### （1）理事の報酬

総会が定める報酬額とし、理事会において決定する。但し、理事会が代表理事に決定を一任したときは、代表理事が決定する。

#### （2）監事の報酬

総会が定める報酬額とし、監事の協議で決定する。

### 第5条（役員報酬）

役員および非常勤役員の報酬は、原則として役員報酬のみとする。

### 第6条（兼務取締役の報酬）

取締役が従業員を兼務しているときは、その業務の状況によって役員報酬と従業員給与に区分して支給する。

## 第2章 報酬等

### 第7条（報酬の決定基準）

役員報酬は、従業員給与の最高額を基準とし、次に掲げる区分により役位別にこれを定める。

#### （1）理事

①代表理事

②理事

③非常勤理事

#### （2）監事

①常勤監事

## ②非常勤監事

### 第8条（通勤手当の取扱い）

役員通勤手当は、通勤の実態に応じて実費または定期代を支給する。

### 第9条（支給）

役員報酬は、月額で設定し従業員給与の支給日に支給する。

### 第10条（報酬からの控除）

毎月の役員報酬から控除されるものは、原則として所得税、住民税、社会保険料等とする。

### 第11条（役員報酬の改定等）

代表理事を除く役員報酬は就任2年目以降、毎年改定される。

### 第12条（役員報酬の減額）

理事の報酬等については、業績その他の理由により減額の措置をとることがある。

## 第3章 その他

### 第14条（改廃）

この規程の改廃は、監事の同意をもって理事会の決議による。

## 附 則

この規程は、2024年1月1日から施行する。